

○庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

平成28年3月25日規則第18号

庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、庄原市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例（平成28年庄原市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開所日及び開所時間)

第2条 消費生活センターの開所日及び開所時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開所日 月曜日から金曜日まで（庄原市の休日を定める条例（平成17年庄原市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。）

(2) 開所時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(職員)

第3条 条例第3条に定める職員は、次に掲げるとおりとする。

(1) センター長は、生活福祉部市民生活課長をもって充てる。

(2) 担当職員は、生活福祉部市民生活課職員をもって充てる。

(情報の安全管理)

第4条 条例第7条の情報の安全管理について、業務の実施により得られた情報の管理にあたっては、庄原市個人情報保護条例（平成17年庄原市条例第16号）その他関係法令を遵守しなければならない。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。